

上海日本人学校虹橋校における特別支援教育推進を目指して

前上海日本人学校虹橋校 教諭

東京都世田谷区立城山小学校 教諭 末松 明弥子

キーワード 上海、特別支援教育、特別支援学級、通級による指導、アセスメント、連携機関、幼小連携

赴任校の概要 (2024年3月16日現在)

学校名・日本語:上海日本人学校虹橋校

学校名・現地表記:上海日本人外籍人員子女学校虹橋校区

URL: <http://www.srx2.net.cn/sjs-hq/>

1 はじめに

上海という国際都市にある在外教育施設は児童数が千名程度と大変多く学校規模も大きい。つまりそれは日本国内の小学校と同様に、特別支援教育へのニーズの高さを意味する。しかしながら、国内と同様な教育相談機能や就学支援の機会がないことが、在外教育施設と国内の学校の大きく違う点である。私はこれまでの小学校学級担任と特別支援(通級による指導)の経験を活かし上海日本人学校虹橋校で特別支援教育に携わる機会に恵まれた。この経験から直面した、在外教育施設の特別支援教育を取り巻く環境や課題についてご紹介したい。

2 中国上海における日本人学校等の特別支援教育を取り巻く環境

(1) 上海日本人学校虹橋校の特別支援教育

在外教育施設の中で、特別支援学級や通級による指導体制を設置している学校は多くないと把握している。上海日本人学校は、私の勤務していた40年近く前に創立した虹橋(ホンチャオ)校と新興開発地域にある創立10年ほどの浦東(プウドン)校の2校ある。派遣最終年度の2023年度は特別支援学級や通級による指導を設置し指導していたのは小学校である虹橋校だけで、小・中・高等学校併設の浦東校には特別支援学級等の設置はなかった。

虹橋校は、特別支援学級(知的障がい、自閉・情緒障がい)、通級による指導(自閉・情緒障がい)が設置されている。いわゆる固定級型の特別支援学級と通級指導の体制がとられるようになったのは2022年度からで、それまでは通級型の特別支援学級のみ設置されていた。

なお、スクールカウンセラーは上海日本人学校の職員として常勤で1名心理士がおり、虹橋と浦東(高等部を含む)を1週間で巡回している。

私の派遣期間中はコロナ渦ということもあり、日本との往来に制限が多くあった時期ではあったが、そのような中でも虹橋校の特別支援教育の利用を希望する新入学・編入学児童の保護者は多くいた。中には日本の就学が特別支援学校であったり、外国の滞在期間が長く日本で検診や受診の機会がなく障がいがあった



上海日本人学校虹橋校東校舎を校庭より桜と眺める

も医療や療育にほぼつながったことがなかったりという在外教育施設ならではの環境といえる児童や家庭もあった。

虹橋校の年に一回の特別支援学級の新編入学の機会には、障がいをもつ児童が上海で他に就学できる教育機関がなく切実に日本人学校へ入学編入学を希望している家庭がいくつもあった。その入学編入学に際し、アセスメントから評価、検討、そして就学について判断をするのは全て校内で行わなければならない。上海には日本語で発達に関して受診や評価ができる医療や心理の専門家がほとんどいない。つまり連携機関がほとんどない状況で、児童の適正な就学を判断しなくてはいけない。アセスメントのための資料の収集にも苦労することが多くあった。これら一連の対応に苦慮する経験は在外教育施設に派遣されて初めて知ることであった。

加えて、中国において要配慮児童や発達に課題がある児童への対応や指導についての考え方、障がい理解や障がい受容といったことが日本とは違うことも多く、そのような現地の実情を切り離して考えることができないこともわかった。なぜならば、本校に在籍する児童は多文化の中で育ち、保護者は中国にルーツがあったり、日本以外で生活をした時間が多かったりと、教育や学校についての考え方が日本に多くあるものとは違う人が少なくない。

また、特別支援学級の指導や通級による指導にあたるうえで、保護者との連携は通常学級よりも入学編入学前から在学中を通して多くその機会が生じる。児童の成長のために必要な指導や学習、対応について保護者と共有し相談することは不可欠である。しかし、日本語を母語としない保護者との対話の中で、言語の壁だけにとどまらず、教育や子どもの実態に対する捉えの違いもあって、そのような連携には日本と違う苦労が伴う。相談機関も非常に少ない環境で、上海に暮らす保護者・多文化家庭の保護者との連携は国内での対応とは違った難しさがあった。

(2) 上海の幼小連携と外部連携機関

虹橋校では多くの在上海市の日系幼稚園（2023年度は7園）から新入生を迎えるので、以前から各幼稚園と連携を深めている。私の派遣1年目は小1担任として、2、3年目は特別支援担当として、幼稚園の先生方との連携で情報共有できたことは大変有意義なものであった。派遣2年目から3年目にかけて、校務分掌が特別支援担当ならびに特別支援コーディネーターを専業で担当していたため、幼稚園訪問をさせて頂く機会を多くもつことができた。幼児期から学齢期の接続を考えると、日系幼稚園の日々の活動や要配慮のお子さんを保育している様子を知ることができたのは、日本人学校の特別支援教育を推進するうえで欠かせないものだった。連携の体制があることは、日本人学校にとって情報共有や子どものアセスメントなどでも大きな意味がある。また、幼児期を上海で過ごす日系幼稚園の子どもたち、中でも発達に課題があるお子さん方が幼児期に日本のように相談機関や療育機関のない環境でどのように過ごしているかを知る機会ともなった。2023年度はコーディネーターとして何度か各幼稚園を訪問させて頂き、園児の様子や様々な活動を拝見した。連携させて頂いた日系の幼稚園は延べ7園で、担任の先生方も日本人とは限らず、使用している言語も日本語ではないところもある。各園で特色があり、国際色豊かな経験を重ねている子どもたちの様子が見られた。けれども、どこの幼稚園でも日系幼稚園として日本的なしつけや集団での活動、身辺を自分で整えることができる力を育もうとされている。日本人学校にとっても大変心強い存在である。

そして上海でも国内同様、幼小の接続で大きなギャップがないようにするための対策として、また多文化家

庭にとってはこれから始まる「日本式教育の小学校」を知るといった目的のため幼小連携が行われている。特に、幼稚園の先生方のご協力のおかげで配慮を要する児童を事前に把握し適切な就学を検討したり、児童情報を集約して学級編成を検討したりすることができている。また、それぞれどこの園も要配慮児童の支援にご尽力されており、連携できる相談機関や医療機関が少ない中、先生方が知恵を絞り限られた環境で子どもたちをサポートされている。そのために、虹橋校から特別支援担当の教員が訪問する際に児童のアセスメントについて意見交換をすることもありそれもまた貴重な経験になっていた。

そのような在外の厳しい状況で、在上海の日系幼小教育機関が大変お世話になっているのが、岡山県の社会福祉法人旭川荘（あさひがわそう）による相談事業である。唯一のコンスタントに相談できる外部機関といえる旭川荘は、2004年よりJICAの活動の一環で上海市の福祉に関する人材育成事業に携わってきた。

（旭川荘HPより）2019年12月の上海市での障害児者絵画交流展の際、在上海日本国総領事館より協力依頼を受けて、無償で在上海の日系幼稚園・小学校の相談事業を行っており、在上海の日本人の力になってくださる大変ありがたい存在だ。事務局がカンファレンスをコーディネートし、心理士が要配慮児童についての相談に対し指導助言をしてもらえる。お忙しい中時間を割いて無償で対応していただき、園児・児童のアセスメントや支援方法についてケース毎にお話してくださる。在上海の教育者たちの窮状を知り、いつもこちらからの要望に快く応えていただき本当に心強い存在となっていた。今後、旭川荘の善意で成り立っている現在の相談事業が、施策や予算の整った事業として確立されることを切に願っている。ひいては、各日本人学校にこのようなコンサルテーション事業が整うことが望ましいと考えている。現状では、文部科学省より受託され海外子女教育振興財団による特別支援教育に関する遠隔支援コンサルテーションも一部の日本人学校で展開されているそうだが、日本人学校の特別支援教育推進のためには各校が日本国内の機関と連携し相談や指導ができる機会を拡充することは必要不可欠と考える。

3 上海日本人学校での勤務を経て—在外教育施設における特別支援教育の課題—

上記のような環境で上海日本人学校虹橋校の一層の特別支援教育推進にかかわった経験を通し、在外教育施設での特別支援教育に関する課題と考えられる点をまとめておきたい。

- 児童のアセスメントの充実（特別支援教育の知識のある教員の増員、受診、検査、専門家による助言の機会の拡充）
- 学校以外に保護者や児童が相談できる機関の不足
- 療育機関の不足（オンライン含む）
- 一時帰国または本帰国に際しての、受診機関や相談機関についての情報収集
- 有限である校内の特別支援利用のための教育相談や就学判定（国内では行政が担う部分）
- 国内のように支援要員の確保ができない中での校内の支援体制構築
- 保護者のための、子どもの発達や障害についての情報収集の場や資料の少なさ
- 校内の特別支援についての理解啓発（研修や特別支援便りの活用の重要性）
- 特別支援が配備されていない上級学校への日本人学校在籍の要配慮児童生徒の進学（上海では浦東校に特支教育体制がないこと）
- 特別支援学級児童の中学校進学（日本国内へ、または外国間での居住の移動）

- 日本人学校を利用できない日本人や日本語を母語とする要支援児童の就学先不足

4 おわりに

国内で特別支援を要する児童を支えるために整えられている環境が、在外においては全く違う状況にあることがほとんどであろう。在外教育施設でも支援を要する児童が、学ぶ権利を確保されるように児童を支える体制が早急に整えられていく必要性を感じている。また、どの在外教育施設でも通じる課題もあれば、各国の実情に合わせて様々な課題も生じてくると考えられる。

私は3年間の赴任を終え、在外教育施設での勤務を通して得たこの学びを、帰国してからの自分の業務に役立てていきたいと考えると同時に、在外教育施設の特別支援教育推進のために、これからも日本で自分にできることを考え続けていきたい。